

制定 2 食 産 第 6 0 7 号
令和 2 年 4 月 3 0 日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響による物流の毀損、商談の停滞及び海外外食店等の売上げの低下等により、我が国農林水産物・食品の輸出が停滞しているところである。

こうした状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化、仕向先転換等に対応し、家庭食の輸出増加、新規・有望市場でのシェア獲得等及び輸出の維持・促進を図る必要がある。

このため、輸出を行う食品事業者等に対し、物流に対する支援、食品製造設備等の整備・導入支援及び新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援等を行う。

本事業は、農林水産物・食品の輸出維持・強化に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農林水産物・食品の輸出の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への支援を行い、輸出の拡大及び毀損した輸出商流の維持・拡大を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。なお、別表1の事業の種類欄のⅠの2の(1)の事業内容欄の2及び3並びに別表1の事業の種類欄のⅠの3の(3)の事業内容欄の1の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、政策統括官又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更、中止又は廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）、中止又は廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、食料産業局長等が別に定めるところにより、補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業		
1 輸出ルート の維持 及び確保		
(1) 食品等輸出 物流ル ート確保 緊急対策 事業	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旅客便の復活等を支援することにより、食品等輸出物流ルートの確保を図るため、以下の事業を実施する。 1 食品等輸出物流ルート確保対策事業 (1) 航空貨物便の復便等支援対策 旅客便が運休や減便等により、影響を受けているルートにおいて、食品等の輸送のための航空運賃（掛かり増し相当分）の一部を事業実施者に対して支援する。 (2) 国内拠点空港への横持ち支援対策 旅客便の大幅な減便に対応するため、国内拠点空港への横持ち費用（掛かり増し相当分）の一部を事業実施者に対して支援する。 2 管理運営費 1 の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施する。	1 公益財団法人食品等流通合理化促進機構
2 輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援		
(1) 輸出等新規需要獲得事業	新型コロナウイルス感染拡大を機に安定的に調達可能な原料に切り替える動きが見られる中、これを一過性のものとすることなく、継続的に拡大するとともに、輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、以下の 1 から 3 までの取組への支援を実施する。 1 連携体制の構築・調査等 事業実施主体は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等との連携体制の構築等、2 及び 3 の事業を実施する外食・中食事業者及び食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加等、輸出に関する調査、優良事例のとりまとめ等を行うものとする。	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体に限る

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策推進事業	2 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等 事業実施主体は、(1)及び(2)の事業に要する経費を補助するものとする。 (1) 国産原料を活用した加工食品・外食メニューの開発・PR等 外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・PR等 (2) 新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備等 外食・中食事業者及び食品製造事業者等が行う国産原料を活用した新商品の製造・貯蔵・販売用機械の改良、新たに開発した機械又は共同化設備の導入・設置等 3 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援 事業実施主体は、外食・中食事業者及び食品製造事業者等が国産原料の供給事業者との間で価格及び調達量を含む3年間以上の長期調達契約を締結した場合、契約期間のうち初年度の国産原料への切替に伴う掛かり増し経費を補助するものとする。	3 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体に限る
	コメ・コメ加工品の輸出維持・拡大を図るため、以下の1、2及び3の取組を実施する。 1 戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓の推進 戦略的輸出事業者（コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおいて、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。以下同じ。）が行う、家庭用マーケットを主なターゲットとしたコメ及びパックご飯等のコメ加工品の海外市場開拓のためのプロモーション等 2 日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化 家庭用マーケットを主なターゲットとした、コメ及びパックご飯等のコメ加工品の海外市場開拓に効果的なプロモーション等 3 戦略的輸出事業者等が行う海外規制への対応等 戦略的輸出事業者が、戦略的輸出基地の生産者又はGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録事業者と連携して行う海外規制（中国向け輸出に係る登録くん蒸倉庫を最大限活用するための輸送掛かり増し経費及びグローバルGAP等のGFSI認証取得）への対応等	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
3 仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション (1) 日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている品目等について、我が国農林水産物・食品の新たな輸出仕向け先の確保及び輸出先国での仕向け先の転換のため、以下の1及び2の事業を実施する。 1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業 (1) 臨時・特別開催の商談会及び見本市への出展等サポート ア 国内商談会の特別開催 新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等と新規・有望市場におけるバイヤー等との商流構築を図るため、バイヤー及びディストリビューター等の招へいやテレビ会議等のツールの活用により、効果的かつ効率的な商談会を開催する。 イ 海外商談会の特別開催 新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等と新規・有望市場におけるバイヤー等との商流構築を図るため、当該市場において商談会を開催する。 ウ 臨時・特別開催の海外見本市への出展 新規・有望市場における日本産食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、当該市場で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展する。加えて、有望国際見本市が開催されない場合には、必要に応じ、当該市場において日本産食品の展示を目的とした見本市を企画し、実施する。	4 独立行政法人日本貿易振興機構

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) 日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業	(2) 事業実施のための事業者サポート体制の強化 ア 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等に対して、必要となる情報を提供するためのセミナー及び商談スキル向上研修を開催する。 イ 輸出プロモーターの設置 新規・有望市場において、日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等であって輸出に大きな可能性を有する事業者を有望な輸出事業者として育成するため、輸出プロモーターを設置する。 ウ 海外プロモーターの設置 新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。 エ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化 日本産食品の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造及び海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等からの種々な問合せに対応する等の情報提供により、ワンストップステーションとしての体制を構築する。 2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業 (1) 反転攻勢のための戦略的プロモーションの企画・実行等 新たな輸出仕向け及び輸出先の転換等を支援するため、国内及び海外における新型コロナウイルスのまん延の状況に応じ、臨機応変なプロモーションを企画・実施する。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等 海外における新型コロナウイルス感染症の拡大による日本産農林水産物・食品の各市場における影響を把握するとともに、国内生産者・輸出者の輸出への影響及び輸出の回復・促進に向けた関心を十分に把握し、輸出に取り組む国内生産者・輸出者の海外販売促進活動等が円滑に行えるよう、情報提供等の支援を行う。	
	新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により影響を受けている農林水産物・食品の輸出に取り組む団体・事業者による日本産農林水産物・食品の海外販路開拓等の取組を支援する。	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体に限る

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) 日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業	1 日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、日本産農林水産物・食品の輸出の減少、商談機会の喪失等の影響を受けている国内の生産者・事業者・輸出商社等が、新規市場の開拓や有望市場において新たな日本産農林水産物・食品の輸出商流を構築するため、海外に赴き商談等を行うことを支援する。 2 輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により需要が低迷等した海外市場における日本産食材の商流を維持・強化し、安定的な日本産食材の輸出拡大を図るため、日本産食材の魅力を訴求するプロモーション等を実施する。 (1) 日本産食材魅力発信プロモーション事業 日本産食材サポーター店、輸入商社等の協力を得て、現地小売・飲食店、消費者等を対象とした日本産食材のプロモーション及び日本産食材サポーター店制度のPRを実施する。 (2) 日本産食材サポーター店支援型日本産食材プロモーション事業 日本産食材サポーター店が現地消費者を対象とした日本産食材のプロモーションを支援する。 (3) 輸入商社等支援型日本産食材プロモーション事業 輸入商社等が現地小売・飲食店、消費者等を対象としたプロモーションを支援する。	6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体に限る 7 独立行政法人日本貿易振興機構
(4) 高付加価値商品認証取得事業	新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた水産エコラベル認証水産物・食品の輸出の維持・促進を図るため、物流の確保・需要回復時における水産エコラベル認証水産物・食品の輸出に向けた取組を支援する。	8 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体に限る
II 農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策地方公共団体事業		
1 外食産業におけるインバウンド需要の回復対策		
(1) 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、インバウンド等の需要減少により売上げが減少している飲食店に対し、訪日外国人が安心して店舗を利用できる衛生管理の徹底・改善等を推進するための取組を支援する。	9 都道府県

別表 2（第 5 関係）

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
I 農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業		
食品等輸出物流ルート確保緊急対策事業の事業実施主体		食料産業局長
輸出等新規需要獲得事業の事業実施主体		食料産業局長
コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策推進事業の事業実施主体		政策統括官
日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業の事業実施主体		食料産業局長
日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業の事業実施主体		
	各品目等の事業実施主体	食料産業局長、国際部長、 政策統括官、生産局長、 林野庁長官、水産庁長官
日本産農林水産物・食品の輸出商談等緊急支援事業の事業実施主体		食料産業局長
高付加価値商品認証取得事業の事業実施主体		水産庁長官
II 農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策地方公共団体事業		
外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業の事業実施主体		
	地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県	地方農政局長
	北海道	北海道農政事務所長
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。